

市第125号議案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例等の一部改正等

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例等の一部を改正する等の条例

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第1条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和28年4月横浜市条例第25号）の一部を次のように

改正する。

第3条第1項中「（横浜市市税条例第75条の2の規定による軽自動車税については、その軽自動車等を新たに取得した月の翌月中）」を削る。

（横浜市金沢地先埋立地移転企業に係る固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の免除に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市金沢地先埋立地移転企業に係る固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の免除に関する条例（昭和53年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下第5条」を「第5条」に、「本項」を「この項」に、「課する特別土地保有税、」を「課する特別土地保有税並びに」に改め、「並びに当該事業用地における事業所用家屋の新築又は増築に対して課する事業所税」を削り、「以下第3条」を「次条」に改め、同項第4号を削る。

第3条中「当該事業用地又は」を「当該事業用地若しくは」に、「課する特別土地保有税、」を「課する特別土地保有税並びに」に改め、「並びに当該事業用地における事業所用家屋の新築又は増築に対して課する事業所税」を削り、「本条」を「この条」に改める。

第4条第5号を削る。

附則第8項中「及び第11項」を削る。

附則第10項及び第11項を削る。

（横浜市財産評価審議会条例の一部改正）

第3条 横浜市財産評価審議会条例（昭和39年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第202条の3」を「第138条の4第3項」に、「本市の付属機関として、」を「、本市に」に改める。

(横浜市広報企画審議会条例の一部改正)

第4条 横浜市広報企画審議会条例(昭和39年6月横浜市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「公聴」を「広聴」に改める。

第3条中「次に掲げる者」を「学識経験者」に改め、「委嘱または」を削り、同条各号を削る。

(横浜市児童福祉審議会の委員等の費用弁償条例の一部改正)

第5条 横浜市児童福祉審議会の委員等の費用弁償条例(昭和31年10月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例

第1条中「次に掲げる委員会」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、横浜市児童福祉審議会」に改め、同条各号を削る。

(横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例(昭和33年4月横浜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

(横浜市婦人相談員の費用弁償条例の一部改正)

第7条 横浜市婦人相談員の費用弁償条例(昭和32年5月横浜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第35条」に、「基く」を「基づく」に改める。

(災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第8条 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年8月横浜市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各号の一」を「いずれか」に、「死亡当時横浜市内に住所を有していた」を「災害により被害を受けた当時横浜市内に住所を有した」に改める。

(横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第9条 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例(昭和61年9月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第22条中「第91条第3項」を「第91条第4項」に改める。

(横浜市養護教育総合センター条例の一部改正)

第10条 横浜市養護教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市特別支援教育総合センター条例

第1条中「心身障害児」を「障害児」に、「横浜市養護教育総合センター」を「横浜市特別支援教育総合センター」に、「横浜市保土ヶ谷区仏向町845番地の2」を「横浜市保土ヶ谷区」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「心身障害児」

を「障害児」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

(横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例の一部改正)

第11条 横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例（昭和26年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第13項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項」に、「基き」を「基づき」に、「以下委員」を「以下「委員」」に改める。

(市長、助役及び収入役に対する期末手当の特例に関する条例等の廃止)

第12条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 市長、助役及び収入役に対する期末手当の特例に関する条例（平成17年3月横浜市条例第37号）
- (2) 市長、助役及び収入役に対する期末手当の特例に関する条例（平成18年5月横浜市条例第40号）
- (3) 市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例（平成19年3月横浜市条例第16号）
- (4) 個人の市民税に係る横浜市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和58年12月横浜市条例第53号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

事務適正化の一環として、所期の目的が達成された条例の整理及び関係規定の整備を図る等のため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例等の一部を改正する等したいので提案する。